



明日の暮らし、ささえあう

CO・OP 共済



厚生労働省認可

2023.9 版

スマホで簡単チェック!
動画で商品説明を確認できます。

家族みんなの 基本保障

- 子ども
- 女性
- 男性
- 加入条件ゆるやか
- ケガ通院
- 入院・手術
- 先進医療
- 賠償責任

加入できる年齢 **0歳**～満**64歳**



入院・ ケガ通院が 1日目から!



家族みんなに
安心して
欲しいのだ

たすけあい 保障表

2023.9版

被共済者1名につき、1つのコースをお選びください。(重複加入はできません)

保障の開始

発効日から保障が開始します。ただし、事故(ケガ)または住宅災害に関する共済金は、申込日の翌日以降に発生する事故(ケガ)または住宅災害によるものから保障の対象となります。注)共済金のお支払いは発効日以降となります。

ケガは申込日翌日からしっかりサポート。申込日以前の不慮の事故による入院、手術、通院などは支払対象外となります。

※共済期間は1年間ですが、各コースの年齢満期日までは自動的に更新します。

コース 加入できる年齢 (発効日時点) / 性別	ジュニアコース 0歳~満19歳*4 / 女性・男性			大人向けコース 満20歳~満64歳 / 女性			大人向けコース 満20歳~満64歳 / 男性			告知緩やかコース 0歳~満64歳 / 女性・男性	65歳から70歳の方が入れる商品もございます。 詳しくはご加入の生協までお問い合わせください。							
	満30歳の満期日まで			満65歳の満期日まで			満65歳の満期日まで			満65歳の満期日まで								
保障期間	大人向けコースなどで保障を続けられます。 (詳しくは満期時にご案内します)			満85歳まで《あいふらす》プラチナ85で保障を続けられます。この他にも一生涯保障が続くコースもあります。(詳しくは満期時にご案内します)			満65歳の満期日まで			満65歳の満期日まで								
満期以降の継続コース	告知事項B			告知事項B			告知事項B			告知事項A (加入条件ゆるやか)								
加入時の告知事項	告知事項B			告知事項B			告知事項B			告知事項A (加入条件ゆるやか)								
コース名	J1000円コース			J2000円コース			J1900円コース			2000円コース(女性)	3000円コース(女性)	4000円コース(女性)	2000円コース(男性)	3000円コース(男性)	4000円コース(男性)	告知緩やか1000円コース	コース名	
お支払い内容	1,000円			2,000円			1,900円			2,000円	3,000円	4,000円	2,000円	3,000円	4,000円	1,000円	お支払い内容	
月掛金	1,000円			2,000円			1,900円			2,000円	3,000円	4,000円	2,000円	3,000円	4,000円	1,000円	月掛金	
病気入院・事故(ケガ)入院	日額 6,000円 1日目から360日分			日額 10,000円 1日目から360日分			日額 5,000円 1日目から360日分			日額 6,000円 1日目から184日分	日額 8,000円 1日目から184日分	日額 10,000円 1日目から184日分	日額 6,000円 1日目から184日分	日額 8,000円 1日目から184日分	日額 10,000円 1日目から184日分	日額 2,000円 19歳まで:1日目から360日分*5 20歳から:1日目から184日分	病気入院・事故(ケガ)入院	
女性入院時諸費用サポート	—			—			—			上記の日額にプラス 日額 2,000円 1日目から184日分	上記の日額にプラス 日額 2,500円 1日目から184日分	上記の日額にプラス 日額 3,000円 1日目から184日分	—	—	—	—	女性入院時諸費用サポート	
事故(ケガ)通院 (事故日から180日以内) 1日目から90日分	日額 2,000円			日額 3,000円			日額 2,000円			日額 1,500円	日額 1,750円	日額 2,000円	日額 1,500円	日額 1,750円	日額 2,000円	日額 1,000円	事故(ケガ)通院*1 (事故日から180日以内) 1日目から90日分	
手術 (共済事業規約に定める 支払対象手術を受けた場合) 手術の内容により金額が変わります	1・5・10・20 万円			2・10・20・40 万円			0.8・4・8・16 万円			1・2・4・8 万円	1.5・3・6・12 万円	3・6・12・24 万円	1・2・4・8 万円	1.5・3・6・12 万円	3・6・12・24 万円	0.5・1・2・4 万円	—	手術 (共済事業規約に定める 支払対象手術を受けた場合) 手術の内容により金額が変わります
長期入院 (270日以上連続した入院)	36万円			60万円			30万円			48万円	63万円	78万円	36万円	48万円	60万円	12万円	—	長期入院 (270日以上連続した入院)
事故後遺障害*2 (事故日から2年以内の) 所定の後遺障害状態 障害の程度に応じて金額が変わります	14~350 万円			28~700 万円			14~350 万円			4~100 万円	8~200 万円	12~300 万円	4~100 万円	8~200 万円	12~300 万円	2~50 万円	—	事故後遺障害*2 (事故日から2年以内の) 所定の後遺障害状態 障害の程度に応じて金額が変わります
病気死亡・重度障害*3	100万円			500万円			100万円			100万円	300万円	400万円	100万円	300万円	400万円	10万円	—	病気死亡・重度障害*3
事故死亡・事故重度障害*3 (事故日から2年以内)	上記にプラス 50万円			上記にプラス 300万円			上記にプラス 50万円			上記にプラス 100万円	上記にプラス 200万円	上記にプラス 300万円	上記にプラス 100万円	上記にプラス 200万円	上記にプラス 300万円	上記にプラス 50万円	—	事故死亡・事故重度障害*3 (事故日から2年以内)
家族死亡・家族重度障害*3 (同居の親/扶養または 同居する子/配偶者)	—			—			—			—	—	—	—	—	—	—	—	家族死亡・家族重度障害*3 (同居の親/扶養または 同居する子/配偶者)
住宅災害(火災等・風水害等) 一部焼壊(20万円以上の被害)・ 床上浸水/半焼・半壊/全焼・全壊・流失	—			—			—			—	—	—	—	—	—	—	—	住宅災害(火災等・風水害等) 一部焼壊(20万円以上の被害)・ 床上浸水/半焼・半壊/全焼・全壊・流失
親扶養者死亡・ 親扶養者重度障害*3	4万円			20万円			4万円			—	—	—	—	—	—	—	—	親扶養者死亡・ 親扶養者重度障害*3
扶養者事故死亡・ 扶養者事故重度障害*3 (事故日から2年以内)	100万円			700万円			100万円			—	—	—	—	—	—	—	—	扶養者事故死亡・ 扶養者事故重度障害*3 (事故日から2年以内)

手術の内容によってはお支払いできない場合があります。
支払対象外手術の例 傷病の治療を直接の目的としない手術(視力矯正術(レーシック)、インプラントなど)、皮膚切開術、創傷処理、デブリードマン、非観血的手術、抜歯、輸血など

事故(ケガ)とは 急激かつ偶然な外因による事故をいいます。靴ずれ、熱中症、筋肉痛などは事故(ケガ)には含まれません。

注)同日に、複数回のケガ通院をされた場合は1日分、複数の手術をされた場合は1回分(手術共済金の高い手術)をお支払いします。入院期間中にケガ通院をされた場合は、ケガ通院共済金はお支払いしません。

*1 医師の指示により固定具を装着した場合、ケガ通院共済金10日分が通院日数に加算される場合があります。
*2 事故により支払割合が100%の後遺障害となった場合には、この表の事故後遺障害の最高金額と、事故死亡・事故重度障害の金額を合算してお支払いします。
*3 労働者災害補償保険法施行規則の障害等級表の1級、2級、3級の②③④の状態。
*4 19歳までにジュニアコースへ加入いただいた方は、満29歳まで同コース間の変更(更改)が可能です。
*5 発効日における年齢が0歳~満19歳の場合、満20歳の満期までは1入院について360日分で保障し、それ以降は184日分の保障となります。

⊕月掛金にプラスして、
《たすけあい》の保障をより幅広くすることができます

先進医療の技術料に備えられる
先進医療特約
月掛金 **100円**
支払限度額 1回あたり **最高1,000万円***
*先進医療共済金・先進医療一時金を合算
★J1900円コース・告知緩やか1000円コースには付帯できません。詳しくはP.4へ

1契約で家族全員を保障
個人賠償責任保険
(臨時費用補償及び賠償事故解決特約)
B22-2350-20240930
月額保険料 **160円**
保障額 **最高3億円**
詳しくはP.5へ

全コース保障表

個人賠償責任保険
先進医療特約

大人向けコース(女性)
ジュニアコース

加入条件がゆるやかなコース
大人向けコース(男性)

告知事項
満期以降のコース

Q & A

重要事項説明書

健康保険の対象外である先進医療にかかる技術料を保障!

先進医療特約

《たすけあい》の各コース★に追加で付帯できます

付帯できる年齢	0歳～満65歳(付帯先《たすけあい》コースの保障期間内)
保障期間	付帯先《たすけあい》コースと同じです。
付帯時の告知事項	告知事項Bへの回答が必要です。詳しくはP.11をご覧ください。

★J1900円コース・告知緩やか1000円コースには付帯できません。 ⚠️ 先進医療特約のみでのお申し込みはできません。

《たすけあい》月掛金にプラス

月掛金 **100円**

1回あたり最高

支払限度額 **1,000万円***

*先進医療共済金・先進医療一時金を合算

先進医療の技術料は全額自己負担となり、医療技術によっては高額な費用がかかる場合もあります。先進医療特約は《たすけあい》の月掛金にプラス100円で、先進医療の技術料と受診に必要な雑費にあてられる一時金を保障します。治療の選択の幅を広げるためにもこの特約で備えると安心です。 ※被共済者ごとにお申し込みください。

保障内容 病気またはケガのために所定の先進医療を受けたときにお支払いします。

先進医療共済金

先進医療にかかる技術料のうち、自己負担した金額と同額

高額になることもある**先進医療の自己負担**をカバー！
主な先進医療の平均技術料

例 陽子線治療*

平均 **269万2,988円**

*大型の肝細胞がん、肝内胆管がん、局所進行肺癌または大腸がん術後局所再発に係るもの。なお、いずれも切除不能のものに限ります。
厚生労働省「先進医療 実績報告書」(令和4年度)
※令和4年6月時点の厚生労働大臣の定める先進医療です。先進医療は随時見直されますので、詳しくは厚生労働省のホームページでご確認ください。

先進医療一時金

先進医療共済金の10%

先進医療共済金の10%が5万円に満たない場合、一律5万円を保障。ただし、先進医療共済金が支払われる場合に限りです。

一時金は先進医療を受診するための**交通費や宿泊費などの雑費**にあてることもできます。

※先進医療技術やその適応症、実施している医療機関等については、変更されることがあります。最新の情報は、厚生労働省のホームページでご確認ください。

※支払対象となる先進医療は、医療技術を受けた日において次の項目にすべてあてはまるものに限ります。
・厚生労働大臣が定める「医療技術」であること
・医療技術ごとに定められた「適応症」(対象となる病気や症状)に対するものであること
・厚生労働大臣が定める施設基準に適合する医療機関で行われるものであること
※先進医療については厚生労働省のホームページでご確認ください。

組合員の声をご紹介します



先進医療特約が100円でつけられるようになったのが加入の決め手になったと思います。掛金も手頃なので良かったです。(30代女性の組合員より)



先進医療特約をつけていたおかげで、最新の治療を受けることができました。本当に入っていて良かった。助かりました。(50代女性の組合員より)

※組合員からいただいたお話を掲載しています。

日常生活での他人に対する賠償責任をサポート!

個人賠償責任保険 (臨時費用補償及び賠償事故解決特約)

《たすけあい》の各コースに追加で加入できます

保障開始日	初回保険料振替日の翌日から保障が開始します。	保障対象	●共済契約者(記名被保険者) ●共済契約者の配偶者 ●共済契約者または配偶者の「同居の親族および別居の未婚の子」 (1世帯の1人が加入した場合)
-------	------------------------	------	---

※個人賠償責任保険は任意で加入でき、コープ共済連を団体保険契約者とする損害保険の団体契約となります。CO・OP共済ではありません。
※月額保険料は、個人賠償責任保険にご加入の共済契約者(加入者)数が割引適用の条件を満たさない場合や、加入者全体での保険金支払の実績増加によって上がる場合があります。
※記名被保険者は共済契約者となります。記名被保険者住所は共済契約者住所とします。

⚠️ 個人賠償責任保険のみでのお申し込みはできません。

引受幹事保険会社: 共栄火災海上保険株式会社

月額保険料 **160円**

保障額 **最高3億円**

日常生活での偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりしたことなどで、法律上の賠償責任を負った場合の保障です。

個人賠償責任保険は**示談交渉**サービス付き!

示談交渉をお引き受けするには、日本国内における賠償事故(日本国外の裁判所に訴訟が提起された場合を除きます。)の場合に限るなどの条件があります。

お支払いの対象となる事例



知人から借りたカメラを落として壊した。

※他人から借りたものを壊したり盗まれたりした場合でも、対象とならない場合もあります。詳しくは注釈や「ご契約のしおり」をご参照ください。



親子でキャッチボールをしていて他人の家のガラスを割った。



自転車で乗っていたところ、ハンドル操作を誤り、歩行者にぶつかりケガをさせた。

※友だちとキャッチボールをしていた場合は、本人の責任分のみお支払いします。

※過失割合に応じてお支払いします。

- 誤ってベランダから物を落としてしまい、歩行人にケガをさせた。
- 鎖につないでいた犬の首輪がはずれて歩行人に噛みついてケガをさせた。
- 買い物中、手にした商品を誤って落として壊した。
- マンションで洗濯中にホースがはずれ、階下の家に損害を与えた。

※損害額は時価でお支払いします。
※個人賠償責任保険を複数契約した場合、最高保障額は合算した金額となりますが損害額に対して重複しては支払われません。
※一部の事故を除き、国外で起きた事故も対象となります。

※受託物保障を追加することや、近年高額なお支払いとなる事故が増加していることから、2023年9月振替より、月額保険料を160円に改定します。
※個人賠償責任保険の改定内容は、2023年10月1日以降に発生した事故から対象となります。ただし2023年9月2日～9月30日の間に発効した新規契約については、発効日より適用されます。

※借りたものであってもスマートフォン、タブレット・ノートパソコン、自動車・バイク(原付含む)、動物、眼鏡・コンタクトレンズ、宝石・貴金属、乗車券・宿泊券、ラジコン模型・ドローン、不動産、業務上貸与されたもの、価格が100万円を超えるものなどは、保障の対象外となります。
※「置き忘れ」「紛失」「劣化や消耗による破損」など、その他免責条項に該当する場合は保障対象外となります。

※実際のお支払いは事故発生状況に応じた判断となります。個人賠償責任保険にご加入いただく際には、必ず重要事項説明書をご確認ください。 B22-2355-20240930

お支払いの対象とならない事例



駐車場で隣の車にキズをつけた。(自動車やバイクの所有、使用、管理に起因する賠償責任)



学校から借りたタブレットを破損させた。



借家の窓ガラスを破損させた。

- アルバイト中、料理をこぼして、客の服を汚した。
- 同居するおじいちゃんのカバンを踏んで壊した。

⚠️ その他、お支払いの対象とならない場合
法律上の賠償責任が発生しないと保障の対象にはなりません。

例 幼稚園に預けている間に、子ども(幼児)がガラスを割った。
※親権者等には賠償責任が発生しない場合があります。

例 バレーボールの試合中、打ったスパイクが相手の顔面に当たり、ケガをさせた。
※競技・遊戯中の事故は賠償責任が発生しない場合があります。

ジュニアコースのご案内

J1000円コース

月掛金:1,000円

- ◎加入できる年齢:0歳~満19歳(発効日時点)
- ◎性別:女性・男性
- ◎保障期間:満30歳の満期日まで

1 病気入院・事故(ケガ)入院 (1日目から360日分)	日額 6,000円
2 事故(ケガ)通院 (事故日から180日以内 1日目から90日分)	日額 2,000円
手術 (共済事業規約に定める 支払対象手術を受けた場合) 手術の内容により金額が変わります	1・5・10・20万円
長期入院 (270日以上連続した入院)	36万円
親扶養者死亡・親扶養者重度障害	4万円
扶養者事故死亡・扶養者事故重度障害 (事故日から2年以内)	100万円

※このほかにも病気死亡・重度障害、事故後遺障害などの保障があります。
※満18歳から満34歳の大学生・専門学校生はCO・OP学生総合共済にも加入できます。詳しくは、CO・OP学生総合共済パンフレットをご覧ください。

3 満期時の健康状態にかかわらず継続できます

満30歳の満期時にお手続きすれば、健康状態にかかわらず継続していただける《たすけあい》の おすすめコース(大人向けコース・告知緩やかコース)があります。
※満期時にお手続きがない場合、所定のコースへ自動移行します。詳しくは契約意向確認書をご覧ください。

ご加入中のコース
J1000円コース
J1900円コース

おすすめのコース
大人向け2000円コース
告知緩やか1000円コース

満65歳満期以降のコース
プラチナ85
ずっとあひ 終身医療

➔保障内容はP.2、P.3をご覧ください。 ➔保障内容はP.10をご覧ください。

1 入院は1日目から 日額6,000円の保障!

子どもに多い病気での平均入院日数は1週間程度

お支払い件数の多い病気の例	
原因	平均入院日数
肺炎	8.0日
気管支炎	6.3日
腸管感染症	4.9日

2021年3月21日~2022年3月20日《たすけあい》共済金支払いデータ

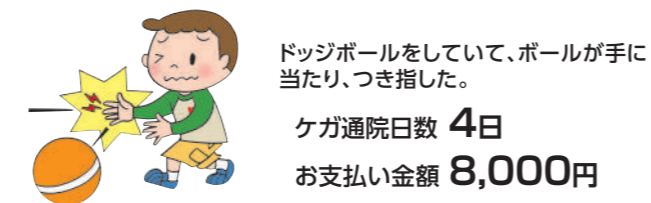
子どもが入院すると、思いがけない出費も!



2 ケガ通院は1日目から 日額2,000円の保障!

子どもの場合、共済金お支払いの**約67.0%**がケガ通院

2021年3月21日~2022年3月20日
《たすけあい》共済金支払いデータ



※実際のお支払いは共済金請求書ご提出後の判断となります。

大人向けコースのご案内

女性



2000円コース(女性)

月掛金:2,000円

- ◎加入できる年齢:満20歳~満64歳(発効日時点)
- ◎保障期間:満65歳の満期日まで

1 病気入院・事故(ケガ)入院 (1日目から184日分)	日額 6,000円
2 女性入院時諸費用サポート (1日目から184日分)	上記の日額にプラス 日額 2,000円
3 事故(ケガ)通院 (事故日から180日以内 1日目から90日分)	日額 1,500円
4 手術 (共済事業規約に定める 支払対象手術を受けた場合) 手術の内容により金額が変わります	1・2・4・8万円
長期入院 (270日以上連続した入院)	48万円
病気死亡・重度障害	100万円
事故死亡・事故重度障害 (事故日から2年以内)	上記にプラス 100万円

※このほかにも事故後遺障害、家族死亡・家族重度障害、住宅災害などの保障があります。

1 病気・ケガの入院は1日目から 日額6,000円の保障!

医療費以外の思わぬ出費にも備えましょう。



2 女性入院時諸費用サポートで 入院保障がさらに手厚い!

病気やケガの内容にかかわらず、**日額2,000円プラス!**
入院日額6,000円と合わせて
日額8,000円をお支払いします。



3 ケガ通院は1日目から 日額1,500円の保障!

ちょっとしたケガでの通院も保障の対象に。

料理中に油がはねてやけどをした。
ケガ通院日数 **3日**
お支払い金額 **4,500円**



※実際のお支払いは共済金請求書ご提出後の判断となります。

4 入院を伴わない “日帰り手術”も保障!

※共済事業規約に定める支払対象手術を受けた場合

《たすけあい》ではお支払いした手術のうち、**約2割**が日帰り手術に該当します。

2021年3月21日~2022年3月20日《たすけあい》共済金支払いデータ

入院を伴わない手術の傷病例

- ・消化器系の良性新生物(ポリープなど)
- ・白内障 ・網膜剥離 など

追加加入でさらに安心! 個人賠償責任保険 ➔ 詳しくはP.5をご覧ください。

➔ 保障内容の充実した3000円コース(女性)、4000円コース(女性)もあります。➔ 詳しくはP.2、P.3をご覧ください。

大人向けコースのご案内 **男性**



2000円コース(男性)

月掛金:2,000円

- ◎加入できる年齢:満20歳~満64歳(発効日時点)
- ◎保障期間:満65歳の満期日まで

1 病気入院・事故(ケガ)入院 (1日目から184日分) **日額6,000円**

2 事故(ケガ)通院 (事故日から180日以内) (1日目から90日分) **日額1,500円**

3 手術 (共済事業規約に定める) (支払対象手術を受けた場合) 手術の内容により金額が変わります **1・2・4・8万円**

長期入院 (270日以上連続した入院) **36万円**

事故後遺障害 (事故日から2年以内の) (所定の後遺障害状態) 障害の程度に応じて金額が変わります **4~100万円**

病気死亡・重度障害 **100万円**

事故死亡・事故重度障害 (事故日から2年以内) **100万円**

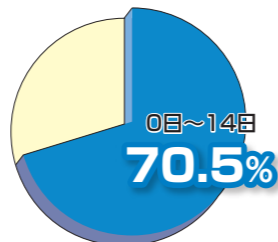
※このほかにも家族死亡・家族重度障害、住宅災害などの保障があります。

▶ 保障内容の充実した3000円コース(男性)、4000円コース(男性)もあります。➡ 詳しくはP.2、P.3をご覧ください。

1 病気・ケガの入院は1日目から日額6,000円の保障!

短期の入院でも、1日目から保障の対象に

入院日数の割合



入院の約7割が14日以内なので、1日目から保障されるものが安心です。

※病院での一般病床の退院患者の在院期間の割合
出典:厚生労働省「患者調査」(令和2年)



腸閉塞で入院した。
入院日数 **7日**
お支払い金額 **42,000円**

※実際のお支払いは共済金請求書ご提出後の判断となります。

2 ケガ通院は1日目から日額1,500円の保障!

ちょっとしたケガでの通院も保障の対象に



庭の手入れ中に毛虫に刺された



転倒し、手首をねんざした

※実際のお支払いは共済金請求書ご提出後の判断となります。
※蚊・ノミ・ダニ(マダニを除く)などの毒のない虫に刺された場合や、「とびひ」などの感染症はお支払い対象外となります。

3 入院を伴わない“日帰り手術”も保障!

※共済事業規約に定める支払対象手術を受けた場合

《たすけあい》ではお支払いした手術のうち、**約2割**が日帰り手術に該当します。

2021年3月21日~2022年3月20日(たすけあい)共済金支払いデータ

入院を伴わない手術の傷病例

- ・消化器系の良性新生物(ポリープなど)
- ・白内障 ・網膜剥離 など

《たすけあい》は通院中や服薬中の方、持病のある方も入りやすい加入条件がゆるやかなコースのご案内

通院中・薬を服用中の方や、過去に病気や手術をした方も下記の告知事項Aに該当しなければお申し込みいただけるコースをご用意しています。

お申し込みいただけるか、まずはご確認ください! 告知事項A

2つの質問の回答がどちらも **いいえ** にあてはまる場合、お申し込みいただけます。

申込日当日における被共済者の健康状態について、「いいえ」または「はい」でお答えください。

1 現在、入院中ですか? ①入院する日や退院する日に申し込む場合も「はい」となります。	いいえ <input checked="" type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>
2 現在、医師から、「今後1年以内の入院または手術」をすすめられている状況ですか? ①実施するか否か、または実施時期の判断を、本人や家族にまかされている場合も「はい」となります。 ②実施時期が未定の場合も「はい」となります。	いいえ <input checked="" type="checkbox"/>	はい <input type="checkbox"/>

※申込日以前に発病していた病気を原因とし、申込日から1年以内の共済事由については、共済金を削減してお支払いします。

2つのコースからお選びいただけます

0歳~満19歳の方へ

J1900円コース

月掛金:1,900円

- 加入できる年齢:0歳~満19歳(発効日時点)
- 性別:女性・男性 ●保障期間:満30歳の満期日まで

病気入院・事故(ケガ)入院 (1日目から360日分) **日額5,000円**

事故(ケガ)通院 (事故日から180日以内 1日目から90日分) **日額2,000円**

手術 (共済事業規約に定める) (支払対象手術を受けた場合) 手術の内容により金額が変わります **0.8・4・8・16万円**

※このほかにも長期入院、事故後遺障害などの保障があります。

●満30歳の満期以降は、健康状態にかかわらず以下のコースに移行できます。【満65歳まで保障】



告知緩やか1000円コース

2000円コース(女性)

2000円コース(男性)

※満期時にお手続きがない場合、告知緩やか1000円コースへ自動移行します。

0歳~満64歳までの幅広い方へ

告知緩やか1000円コース

月掛金:1,000円

- 加入できる年齢:0歳~満64歳(発効日時点)
- 性別:女性・男性 ●保障期間:満65歳の満期日まで

病気入院・事故(ケガ)入院 (19歳まで:1日目から360日分)* (20歳から:1日目から184日分) **日額2,000円**

*発効日における年齢が0歳~満19歳の場合、満20歳の満期までは1入院について360日分で保障し、それ以降は184日分の保障となります。

事故(ケガ)通院 (事故日から180日以内 1日目から90日分) **日額1,000円**

手術 (共済事業規約に定める) (支払対象手術を受けた場合) 手術の内容により金額が変わります **0.5・1・2・4万円**

※このほかにも長期入院、事故後遺障害などの保障があります。

満65歳満期以降も保障を継続できます

P.10をご覧ください▶

《たすけあい》は満65歳満期後も安心です

●《あいぷらす》プラチナ85と《ずっとあい》終身医療は、《たすけあい》とは別の共済です。満期前のコースとは掛金・保障内容が異なります。
●詳しくは《たすけあい》満期時にご案内いたします。●保障は1名につき1コースお選びいただけます。

健康状態にかかわらず《あいぷらす》プラチナ85に移行できます

保障期間 満65歳の満期日まで

女性 2000円コース・3000円コース・4000円コース・V4000円コース

告知緩やか1000円コース

男性 2000円コース・3000円コース・4000円コース・V4000円コース

告知緩やか1000円コース

※V4000円コースは現在、新規の募集をしていません。

共済期間 満85歳の満期終了日まで

コース	1型	2型	3型	4型	5型
月掛金	1,000円	2,000円	3,000円	4,000円	5,000円
病气入院・事故(ケガ)入院(1日目から184日分)	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円	7,500円
死亡(病气・事故)	3万円	6万円	9万円	12万円	15万円

手術サポート特約(任意付帯) 手術1回につき一律 2万円
●月掛金:女性600円・男性800円
共済事業規約に定める支払対象手術を受けた場合

死亡保障上乘せ特約(任意付帯) 基本コースの死亡保障にプラス 30万円
●月掛金:女性600円・男性1,300円

先進医療特約(任意付帯) 先進医療1回あたり 最高1,000万円*
●月掛金:100円
*先進医療共済金・先進医療一時金を合算した限度額

告知事項Bへの回答が必要です。

●特約は1名につきそれぞれ1口まで加入できます。特約のみの加入はできません。
●プラチナ85に解約返戻金はありません。
●プラチナ85には、事故(ケガ)通院、長期入院、事故後遺障害、重度障害、家族死亡・家族重度障害、住宅災害等の保障はありません。
●《たすけあい》にて先進医療特約、個人賠償責任保険に加入していた場合、プラチナ85への移行後も継続していただけます。(先進医療特約を引き続き付帯ご希望の場合も移行時に再度のお申し込みが必要です。未加入の方も追加で付帯でき、その場合は告知事項への回答が必要です。個人賠償責任保険を引き続き付帯ご希望の場合、再度のお申し込みは不要です。未加入の方も追加で付帯できます。)

一定の条件★を満たした場合、《ずっとあい》終身医療に移行できます

保障期間 満65歳の満期日まで

2000円コース・3000円コース・4000円コース・V4000円コース

告知緩やか1000円コース

※V4000円コースは現在、新規の募集をしていません。

共済期間 一生涯(終身)

《ずっとあい》終身医療

コース・月掛金・終身払65歳	入院日額 2,000円コース		入院日額 3,000円コース		入院日額 5,000円コース	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
お支払い内容	2,274円	2,848円	3,411円	4,272円	5,685円	7,120円

病气入院・事故(ケガ)入院(1日目から180日分)	日額 2,000円		日額 3,000円		日額 5,000円	
	1・2・4・8万円		1.5・3・6・12万円		2.5・5・10・20万円	

手術(共済事業規約に定める支払対象手術を受けた場合)手術の内容により金額が変わります

★移行の条件

- 《たすけあい》に2年以上加入している
- 移行専用の告知事項C(下記)がすべて「いいえ」である

申込日当日における被共済者の健康状態について、「いいえ」または「はい」でお答えください。

①現在、入院中ですか?
①入院する日や退院する日に申し込む場合も「はい」となります。

②現在、医師から、入院または手術をすすめている状況ですか?
①実施するか否かの判断を、本人や家族にまかせられている場合も「はい」となります。

③過去2年以内に、つぎの病气により、入院または手術をしたことがありますか?

がん	悪性新生物 白血病 肉腫 骨肉腫 悪性リンパ腫	いいえ
脳	脳卒中 脳梗塞 脳出血 くも膜下出血 脳動脈瘤	いいえ
心臓	狭心症 心筋梗塞 心臓弁膜症 先天性心疾患 上室性頻拍 心房細動 心房粗動	はい
肝臓	脂肪肝 肝硬変 肝炎 肝炎ウイルスキャリア 肝機能障害	いいえ
その他	高血圧症 糖尿病 統合失調症 アルコール依存症 薬物依存症	はい

④過去2年以内に、上記3以外の病气で、入院または手術をしたことがありますか?
※診察や治療などの終了により、今後の検査、診察、治療、薬の処方、通院の必要がないと医師から伝えられている場合は「いいえ」となります。

注) 移行の際には、《ずっとあい》移行加入申込書に記載の告知事項Cをご確認ください。

※2022年9月2日以降発効契約の月掛金です。(2022.9.1改定)

- 掛金払込期間中に被共済者が重度障がい状態に該当したとき、それ以降の掛金の払い込みを免除します。
- 《ずっとあい》終身医療に解約返戻金はありません。
- 《ずっとあい》終身生命(低解約返戻金型)のコースを付帯できる場合もあります。
- 掛金の払込方法はこの他に年払もごございます。
- 《たすけあい》にて先進医療特約、個人賠償責任保険に加入していた場合、《ずっとあい》終身医療では継続できません。

お申し込みいただく際にご回答いただく必要があります 健康状態についての質問(告知事項)

申込日当日における被共済者の健康状態について、「いいえ」または「はい」でお答えください。

告知事項A 《たすけあい》J1900円コースおよび告知緩やか1000円コース用告知事項

①現在、入院中ですか? ①入院する日や退院する日に申し込む場合も「はい」となります。	お申し込みの際は加入申込書に告知事項の回答をご記入ください。	「はい」となる場合は、加入いただけません。
②現在、医師から、「今後1年以内の入院または手術」をすすめられている状況ですか? ①実施するか否か、または実施時期の判断を、本人や家族にまかせられている場合も「はい」となります。 ①実施時期が未定の場合も「はい」となります。		

告知事項B 《たすけあい》各コース(J1900円コースおよび告知緩やか1000円コース以外)用告知事項

※すでにご加入の《たすけあい》コースに先進医療特約を新たに付帯する場合も回答が必要です。

①現在、入院中ですか? ①入院する日や退院する日に申し込む場合も「はい」となります。	いいえ はい	ご記入ください。はいは加入申込みの際には加入申込書に告知事項の回答をご記入ください。
②現在、医師から、入院または手術をすすめられている状況ですか? ①実施するか否かの判断を、本人や家族にまかせられている場合も「はい」となります。	いいえ はい	
③過去1年以内に、病气やケガで、医師の診療(検査・診察・治療・薬の処方・通院指示など)を受けたことがありますか? ※診療が終了し、今後の診療の必要がないと医師から伝えられている場合は「いいえ」となります。 ①今後、診療の予定がある場合は、次の受診日が確定してなくても「はい」となります。 ①自己判断によって、通院や服薬を中断した場合も「はい」となります。	いいえ はい	「はい」となる場合は、 【条件でご加入できる病气】 をご確認ください。それ以外の病气やケガで「はい」となる場合は、加入いただけません。
④過去1年以内に、健康診断、妊婦健診、乳幼児健診などで、異常を指摘されたこと(要再検査・要精密検査・要治療の判定が出たこと)がありますか? ※再検査や精密検査の結果が異常なしの場合、または、診察、治療などが終了し、今後の診療の必要がないと医師から伝えられている場合は「いいえ」となります。 ①「健康診断」には、人間ドック、がん検診など、健康維持や病気の発見のための診察、検査全般を含みます。	いいえ はい	
⑤過去5年以内に、つぎの病气で、医師の診療(検査・診察・治療・薬の処方・通院指示など)を受けたことがありますか?	いいえ はい	
がん 悪性新生物 白血病 肉腫 骨肉腫 悪性リンパ腫 脳 脳卒中 脳梗塞 脳出血 くも膜下出血 脳動脈瘤 心臓 狭心症 心筋梗塞 心臓弁膜症 先天性心疾患 心筋症 上室性頻拍 心房細動 心房粗動 肝臓 脂肪肝 肝硬変 肝炎 肝炎ウイルスキャリア 肝機能障害 その他 高血圧症 糖尿病 統合失調症 アルコール依存症 薬物依存症		
①上記の病气で、過去5年以内に「医師の診療を受けたこと」があれば、現在、診療を受けていない状況であっても「はい」となります。 ①健康診断、人間ドック、がん検診などで上記の病气と診断された場合も「はい」となります。		
⑥15歳以上の女性のみ回答 過去5年以内に、帝王切開を受けたことがありますか?	いいえ はい	
⑦15歳以上の女性のみ回答 現在、妊娠中で、妊娠や分娩にともなう異常(※)により、健康保険適用の検査、診察、治療、薬の処方、通院指示などを受けていますか? ※妊娠や分娩にともなう異常の一例 切迫流産、切迫早産、逆子、子宮頸管無力症、妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)、妊娠糖尿病、貧血やつわりなどによる薬の処方など	いいえ はい	「はい」となる場合は、加入いただけません。

告知不要な病气やケガ

①下記の「告知不要な病气やケガ」であっても、入院しているとき、または医師から入院、手術または先進医療をすすめられているときは、告知する必要があります。

虫歯 さし歯 入歯 歯槽膿漏症 歯髄炎 歯周炎 歯周病 歯肉炎 湿疹 アトピー性皮膚炎 じんま疹 かぶれ いぼ 水虫 かせ(インフルエンザは除く) 急性鼻炎(慢性鼻炎は除く) 花粉症 食物アレルギー 動物アレルギー 単純近視 ものもらい 結膜炎 月経不順 手足(注)のケガ(打撲・ねんざ・脱臼・骨折) 切傷 火傷

(注)「手足」とは、「鎖骨、上腕骨から手先(鎖骨、上腕骨を含みます。)」および「大腿骨から足先(大腿骨を含みます。)」をいいます。肩関節、肩胛骨、股関節は含みません。
※傷病名が確定しているものに限ります。(例えば「かせの疑い」の状態は「かせ」ではありません。)
※上記以外でも、当会が定める「告知不要な病气やケガ」であれば、加入いただける場合があります。ご加入の生協にお問い合わせください。

条件でご加入できる病气

下記の病气により告知事項の回答が「はい」となる場合は、お支払いに一定の条件を付けること等により、加入いただける場合があります。症状の程度をお伺いしたり、支払条件を確認いただくため、ご加入の生協にお問い合わせください(詳しいご案内をお送りします)。

《たすけあい》J1000円コース(先進医療特約付を含む)にお申し込みの方
※「ぜんそく」についてはJ2000円コース(先進医療特約付を含む)にもお申し込みできます。
■扁桃・アデノイドの慢性疾患 ■中耳炎 ■停留精巣・移動性精巣・陰嚢水腫 ■せけいヘルニア ■斜視
■心理的発達障がい・多動性障がい・吃音症 ■口唇裂・口蓋裂
■ぜんそく*1(告知事項④・⑤のみが「はい」となる場合)
※1 ぜんそくで、過去2年以内に入院または手術をしている場合は加入いただけません。

《たすけあい》大人向けコースにお申し込みの方
■子宮筋腫 ■痔
■帝王切開(告知事項⑥のみが「はい」となる場合)
■ぜんそく*1(告知事項④・⑤のみが「はい」となる場合)
※1 ぜんそくで、過去2年以内に入院または手術をしている場合は加入いただけません。
■脂肪肝・肝機能障害*2(告知事項④・⑤のみが「はい」となる場合)
※2 満18歳以上の方に限ります。脂肪肝・肝機能障害で、過去5年以内に入院をしている場合は加入いただけません。
■高血圧症(または高血圧)*3(告知事項④・⑤のみが「はい」となる場合)
■脂質異常症・高脂血症*3(告知事項④・⑤のみが「はい」となる場合)
※3 満30歳以上の方に限ります。高血圧症・脂質異常症・高脂血症で、過去5年以内に入院をしている場合は加入いただけません。

CO-OP共済《たすけあい》Q&A

CO-OP共済
用語解説は
こちらから



Q1 契約者になれる人は?

成年の生協の組合員、または、組合員と同一世帯の方です。

※婚姻歴があれば、満18歳未満でも契約者になれる。
※「同一世帯の方」は必ずしも親族である必要はありません。

Q2 被共済者になれる人は?

契約者本人、配偶者、または契約者・配偶者と生計を共にする2親等以内の親族の方です。

※配偶者は内縁関係にある方も含みます。
(双方に他の人と婚姻関係がない場合のみ)

※以下のいずれかを満たす場合、「生計を共にする」と判断します。

ア.同居している場合
イ.別居している場合で、扶養関係にある場合
ウ.二世帯住宅に居住しており、家計の一部でも共通となっている場合
エ.同一敷地内の別の建物に居住しており、家計の一部でも共通となっている場合

Q3 《たすけあい》は、どんな種類のケガ通院、入院、手術などが保障の対象ですか?

すべてが保障の対象ではなく、共済事業規約・細則で定められているものが保障の対象となります。
内容によっては保障の対象とならない場合があります。下表は代表的な例です。
また、詳しくはホームページに掲載する「ご契約のしおり」をご覧ください。

	○ お支払いの対象となる例	✕ お支払いの対象とならない例
入院	■ 次の3点を満たす入院 1.健康保険の適用対象となるもの 2.病院で「入院」と扱っているもの 3.共済事業規約・細則に定める「入院」に該当するもの※ ※医師による治療が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院。 (例)・肺炎での入院 ・心筋梗塞での入院 ・切迫早産での入院 など	■ 健康保険の適用とならないもの ■ 病院で「入院」と扱われていないもの ■ 共済事業規約・細則に定める「入院」に該当しないもの (例)・人間ドックでの入院 ・正常分娩での入院 ・美容整形での入院 ・介護施設への入所 など
手術	■ 病気やケガの治療を直接の目的として受けた、共済事業規約・細則で支払対象としている手術 ※お支払いについて制限がある場合があります。 (例)・腫瘍を摘出する手術 ・白内障の手術 ・虫垂炎の手術 など	■ 病気やケガの治療を直接の目的としない手術 (例)・検査、生検目的の手術 ・美容整形手術 など ■ 共済事業規約・細則で支払対象としていない手術 (例)・創傷処理 ・抜歯手術 など
ケガ通院	■ 次の3つの条件をすべて満たしているもの 1.急性性(突発的なできごと) 2.偶然性(予見されないできごと) 3.外因性(原因が被共済者の身体の外部から作用すること) (例)・炊飯器の蒸気でやけど ・自転車で転倒し打撲 など	■ 左の3つの条件をどれか1つでも満たさないもの (例)・野球肘 ・テニス肘 ・筋肉痛 ・習慣性脱臼 ・五十肩 ・けんしゅう炎 ・疲労骨折 ・骨粗鬆症を原因とする骨折 ・各種職業病 ・靴擦れ ・しもやけ ・寝ちがひ ・熱中症 ・感染症(とびひ ・水ぼうそうなど) ・中耳炎 ・結膜炎 ・化粧かぶれ ・薬かぶれ ・爪周囲炎 ・陥入爪(まさ爪) ・虫にさされかきむしる など ■ 共済事業規約・細則に定める「通院」に該当しないもの ■ 平常の生活または業務に支障のない程度に治癒した以降の通院

※お支払い内容や共済金請求書類につきましては、ご契約内容・ご請求内容によって異なります。

ご加入後の健康をサポート CO-OP共済 健康ダイヤル **通話料 無料**

CO・OP共済では、契約者および加入者の健康管理のお手伝いを目的として、健康ダイヤルサービスを行っています。
お問い合わせ先やご利用方法等は、契約者の方に共済証書と一緒にご案内しています。

サービス(相談・案内)内容

相談受付時間9:00~20:00(年中無休)
夜間・休日の救急医療機関案内は上記以外の時間も受け付けます。

健康医療相談

育児・食のご相談

医療機関案内

※健康相談業務は専門の相談機関に外部委託しておりますので、**共済の契約内容や手続き等についてはお答えできません。**
※番号非通知での相談は受けられません。
※サービス品質向上のため、相談内容・回答内容を録音・記録しております。

※プライバシーは厳守されますのでご安心ください。
※ご相談内容によりご要望に沿えない場合がございます。
※混雑状況により、ご相談時間の目安を相談員からお伝えする場合がございます。



重要事項説明書 [2023.9版]

(ご契約にあたってご承知いただきたいこと)

この重要事項説明書は、ご契約に関する重要事項を記載したものです。必ずお読みいただき、ご了承の上お申し込みください。不明な点はご加入の生協にお問い合わせください。なお、契約内容のすべてを記載したものではありません。共済金のお支払いや契約後の取扱事項等の詳細は、ホームページに掲載する「ご契約のしおり」を必ずご確認ください(ジュニアコースにご加入の方には、省資源の取組みとしてホームページ上でのご確認を推奨しています。契約発効後に冊子の送付をご希望の場合は、ご加入の生協にお問い合わせください)。

I. [契約概要] ご契約に際し、特にご確認ください事項を記載しています。

1. 商品のしくみ

①特徴
CO・OP共済は、組合員の共済を図ることを目的に、生協法に基づき日本コープ共済生活協同組合連合会(以下、当会)が厚生労働省の認可を得て行う事業です。ご利用にあたっては、生協の組合員になっていただく必要があります(⇒「③契約者または被共済者の範囲」参照)。
《たすけあい》の契約では、それぞれ該当の共済事業規約・細則の内容が契約内容となります。

ジュニアコース:こども共済事業規約・細則
その他のコース:生命共済事業規約・細則、
住宅災害共済事業規約・細則

各共済事業規約・細則および各共済事業規約・細則の内容を要約した「ご契約のしおり」は、ホームページでご覧いただけます。
<https://coopkyosai.coop/kiyaku/index/>
※ご加入の生協によっては、その生協の加盟する連合会と当会の共同引受になります。

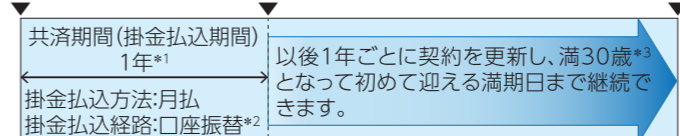


②保障期間等

《たすけあい》の共済期間は1年ですが、解約等のお申し出がない限り、ジュニアコースは満30歳の満期日、その他のコースは満65歳の満期日まで自動的に契約を更新します。

【ジュニアコースの契約の例(発効時年齢10歳)】

発効日	2023年9月27日(10歳)	満期日	2024年9月30日(11歳)	保障終了日	2043年9月30日(30歳*)
-----	-----------------	-----	-----------------	-------	------------------



- *1 発効日が月の1日でない場合は、発効当日(発効日の1年後にあたる日)の属する月の末日が満期日となります。
 - *2 ご加入の生協により、口座振替以外の払込経路を利用できる場合があります。
 - *3 ジュニアコース以外の場合は65歳
- ※掛金額、加入できる年齢、保障内容、付加できる特約については「保障表」、満期時の手続き、満期金、解約返戻金等については「契約意向確認書」をご覧ください。

II. [注意喚起情報] ご契約に際し、特にご注意ください事項や不利益になる事項を記載しています。

1. 契約申込の撤回(クーリングオフ)

新規の申し込みの場合、申込日から10営業日以内であれば、書面または電磁的記録により申し込みを撤回できます。
※電磁的記録による場合は、ホームページの受付フォームよりお申し出ください。

2. 健康状態等の告知義務

契約者や被共済者には、健康状態等について正しく告知していただく義務(告知義務)があります。加入申込書等でおたずねする事項は、契約のお引受けを決めるための重要な事項ですので、事実を正確に告知してください。事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、告知義務違反により契約を解除し、共済金をお支払いしないことがあります。共済募集人に口頭で伝えても告知したことになりませんのでご注意ください。

3. 契約の成立と発効および保障の開始

契約引受団体が契約の申し込みを審査・承諾し、初回掛金が振り替えられた場合、契約は申込日に成立したものとみなし、申し込みの種類ごとに次のとおり効力が発生します。

新規および更改(保障内容等の変更)の申し込み	初回掛金振替日の翌日午前0時に契約が発効し、発効日から保障が開始します。
先進医療特約の中途付帯	特約付帯後の契約に対する初回掛金振替日の翌日午前0時に付帯の効力が発生します。

※事故(ケガ)または住宅災害に関する共済金は、新規の申し込みの場合または更改等により新たに保障が追加となる場合に限り、申込日の翌日以降に発生する事故(ケガ)または住宅災害によるものから保障の対象となります。

※新規の申し込みと生協加入の申し込みを同時に行う場合(初回掛金とあわせて生協出資金を振り替える場合)、1回目の請求で振替ができな

③契約者または被共済者の範囲

契約者または被共済者になることができるのは、次の範囲の方に限ります。

契約者	生協の組合員または組合員と同一世帯の方
被共済者	発効日において、次のア、イ、をいずれも満たす方 ア. 契約者本人、契約者の配偶者、契約者またはその配偶者と生計を共にする2親等以内の親族(子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹)のいずれかの方 イ. 各コースの加入できる年齢の方

④加入限度

1人の被共済者につき、次のア、イ、の範囲で加入できます。
ア. 《たすけあい》は、1契約のみ加入できます。
イ. 他のCO・OP共済の契約と合わせて次の範囲まで加入できます。

入院共済金額*4	《たすけあい》《あいぶらす》《ずっとあい》終身医療を合わせて日額23,000円が限度
死亡・重度障害共済金額	(発効時年齢が満15歳未満の方のみ)《たすけあい》および《学生総合共済》の事故死亡を含めた共済金額と《ずっとあい》終身生命を合わせて1,000万円が限度

*4 《あいぶらす》がん入院共済金は含みません。

⑤割戻金

決算後に剰余金が生じた場合、割戻金の割り当てを行い、共済事業細則に定める方法にてお支払いします。

2. 共済金の受取人

①共済金の受取人は契約者*5です。
②ただし、契約者と被共済者が同一人である場合の死亡共済金の受取人は次のとおりです。
第1順位: ①契約者の配偶者 第2順位以下: 次の②~⑤の順

契約者と同居している	②契約者の親族/③契約者の配偶者の親族
同居していない	④契約者の親族/⑤契約者の配偶者の親族

※親族の範囲および順位は「子→父母→孫→祖父母→兄弟姉妹」です。
③上記の①②に関わらず、契約者は死亡共済金の受取人を事前に指定または変更することができます。
*5 契約者の意思が確認できない状態となったときに共済金の請求手続きを代理で行う指定代理請求人を、事前に指定または変更することができます。

かつたときは、翌月再度1ヵ月分の掛金と生協出資金を請求します。この場合、契約は生協出資金を含む金額が振り替えられた日の翌日に発効します。

4. 掛金の払込猶予期間

掛金は、生協がお知らせした振替日に、ご指定の金融機関口座から振り替えます。

初回掛金	2ヵ月続けて振替ができないと、契約は不成立となります。
2回目以降の掛金	4ヵ月続けて振替ができないと、契約は失効します。

※掛金の振替ができなかった場合は、過去振替ができなかった掛金を合計して、次回振替日に請求します。

5. 共済金をお支払いしない主な場合

次のような場合など、共済金をお支払いしないことがあります。

- 共済事由に該当しない場合
共済事業細則に定める「入院」「通院」の定義にあたらぬ入院および通院や、共済事業規約に定める支払対象手術に該当しない手術、不慮の事故(急激かつ偶然な外因による事故)によらない通院、平常の生活または業務に支障のない程度に治癒したとき以後の通院などの場合
- 契約が無効となった場合
発効日(更新日)において契約者または被共済者の範囲外であった場合や、加入限度を超えていた場合(超過部分が無効となります)
- 告知義務違反により契約が解除となった場合
告知された内容が事実と相違し、告知義務違反により契約が解除となった場合
- 次のような重大事由により契約が解除となった場合
故意に共済事由を発生させた場合/共済金請求の際に詐欺を行った場合/他の共済、保険等との重複により、被共済者にかかる共済金の合計額が著しく過大であり、共済制度の目的に反する状態がもたら



されるおそれがある場合／契約者、被共済者または共済金受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合／契約者、被共済者または共済金受取人が、契約引受団体の信頼を損ない、この契約の存続を困難とする重大な事由がある場合 等

- 契約が失効した場合
掛金の払い込みがなされず契約が失効した場合
- 契約が取消しとなった場合
契約の申し込みにあたり、詐欺または強迫の行為があり、契約が取消しとなった場合
- 共済事由の発生が次の表の原因による場合

すべての共済金(共通)	契約者、被共済者または共済金受取人の故意／被共済者の犯罪行為 等
事故を原因とする死亡・重度障害・後遺障害の共済金(扶養者の保障を含む)	申込日以前に発生した事故／契約者または被共済者の重大な過失／無資格・酒気帯び運転／精神障がい／泥酔／他覚症状のないむち打ち症・腰痛・背痛／病気に起因して生じた事故／指定職業*の就業に伴う原因 等
入院・通院・手術・先進医療に関わる共済金	申込日以前に発生した事故／契約者または被共済者の重大な過失／薬物依存／無資格・酒気帯び運転／他覚症状のないむち打ち症・腰痛・背痛／病気に起因して生じた事故／指定職業*の就業に伴う原因／(以下、先進医療のみ)精神障がい／泥酔 等
家族死亡・家族重度障害共済金および親扶養者死亡・親扶養者重度障害共済金	契約者、被共済者または共済金受取人の重大な過失／申込日以前の傷病で申込日から180日(ジュニアコースは1年)以内の死亡または重度障がい 等
住宅災害共済金	契約者または被共済者の重大な過失／紛失、盗難／戦争・その他変乱／地震、津波、噴火に伴う原因により発生した被害 等

*格闘家・軽業師等、テストドライバー等、競馬・競輪等の職業競技者、海外派遣中の国際平和協力隊員等を指します。

6. 共済金を削減する主な場合
共済金をお支払いする場合で、次に該当するときは、共済金を削減して

お支払いします。

申込日以前に発病した病気による、申込日から1年以内の入院・手術・先進医療に関わる共済金	申込日から90日以内は共済金額の30%、91日～180日以内は50%、181日～1年以内は70%の支払い
申込日以前に発病した病気または受傷したケガによる、申込日から1年以内の死亡・重度障害共済金	共済金額の20%または10万円のいずれか大きい額の支払い
申込日から2年以内の自殺・自殺行為による死亡・重度障害共済金	共済金額の50%の支払い
申込日から1年以内の自殺・自殺行為による親扶養者死亡・親扶養者重度障害共済金	共済金額の50%の支払い

- 7. 解約と解約返戻金**
契約者はいつでも将来に向かって契約を解約できます。ただし、解約返戻金はありません。
- 8. 契約の自動更新**
共済期間は1年ですが、コースごとに定めた保障期間中は、お申し出がない限り自動的に契約を更新します。なお、更新日(満期日の翌日)における該当の共済事業規約・細則の内容が契約内容となります(更新により契約内容が変更となる場合があります)。
- 9. その他ご注意ください**
 - ①重要なお案内ができないおそれがありますので、契約者の住所変更は必ずご加入の生協にご連絡ください。
 - ②結婚や独立等により、契約者と組合員または被共済者が別生計となる場合、契約継続のためには手続きが必要となります。
 - ③契約の更新が不適当と認められる場合、契約は更新できません。
 - ④契約が解除または取消しとなった場合、すでに払い込まれた掛金は返還しません。
 - ⑤入院・通院期間中に契約を変更し、共済金額に増減がある場合、変更後の入院・通院期間については、変更前と変更後のいずれか少ない共済金額でお支払いします。
 - ⑥加入コースまたは加入商品を変更した場合でも、1回の入院・通院の支払限度日数は、変更前の契約における入院・通院の日数を通算します。

個人賠償責任保険(臨時費用補償及び賠償事故解決特約、受託物補償特約) 重要事項説明書 B22-2462-20240930

この書面はご加入に際して特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご加入の前に必ずお読みいただき、お申し込みください。本書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はご契約のしおりをご参照ください。
※ご契約のしおりはこちらからご覧いただけます。
<https://coop-hokenyakkan.kyoeikasai.co.jp/kojinbai.html>

- 1. 商品のしくみおよび引受条件等**
 - (1)商品のしくみおよび引受条件
 - ①この個人賠償責任保険は、コープ共済連を保険契約者とする団体契約です。(たすけあい)、《学生総合共済》、プラチナ85、ゴールド85、ゴールド80の契約(以下「CO・OP共済の契約」)に追加して加入できます。
 - ②賠償責任保険普通保険約款に個人特別約款を付帯する方式で引き受け、1事故3億円を限度とします。
 - ③引受幹事保険会社を共栄火災とし、複数の保険会社が引受を行う共同保険です。引受保険会社および引受割合はコープ共済連のホームページでご確認ください。共同保険の詳細はご契約のしおりをご参照ください。
 - (2)保障内容
 - ①保険金をお支払いする場合
国内外において、以下の事由により被保険者(注1)が法律上の損害賠償責任を負う場合に保険金をお支払いします。

- 日常生活の偶然的な事故により他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした場合
 - 被保険者が居住する住宅の所有、使用または管理に関わる偶然的な事故により、他人にケガをさせたり他人の物を壊したりした場合
 - 受託した財物(受託物)(注2)を壊したり盗まれたりした場合(国内で受託した物のみ)(注3)
 - 電車を運行不能にさせた場合(国内のみ)
 - (注1)被保険者は、保障の対象となる方でCO・OP共済の契約者本人の他に、契約者本人の配偶者、本人または配偶者と同居する親族および別居の未婚の子が含まれます。また、上記の方が責任無能力者である場合には、その方のおこした事故に限り、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わってその方を監督する者(親族のみ)も被保険者に含まれます。
 - (注2)携帯電話、タブレット、ノート型パソコン、自動車・バイク(原付含む)、動物、眼鏡・コンタクトレンズ、ドローン、宝石・貴金属、乗車券・宿泊券等、不動産、物置・車庫、業務上貸与された物、1個または1組で100万円を超える物、データ等の無体物等は、受託物に含まま

- せん。詳細はご契約のしおりをご参照ください。
- (注3)受託物の置き忘れや紛失、劣化や摩耗による破損等は保障対象外となります。
- ※お支払いする保険金には損害賠償金、争訟費用、応急手当等費用、損害防止費用、保険会社への協力費用、被保険者の示談交渉費用などがあります。また、被害者が死亡した場合および被害者が病院または診療所に20日以上入院した場合には臨時費用保険金をお支払いします。詳細はご契約のしおりをご参照ください。
- ※加害者が複数の場合、または相手方に過失がある場合は、割合に応じて責任を負います。
- ※他の保険契約等から保険金または共済金が出た場合は、保険金が差し引かれることがあります。
- ※二重に加入した場合、支払限度額は2倍になりますが、保険金は二重に支払われません。(実際の損害額以上にお支払いすることはありません。)

- ②保険金をお支払いできない主な場合**
 - 被保険者の故意によって生じた場合／●被保険者と同居する親族に対する場合／●被保険者の職務遂行に直接起因する場合／●車・バイクの所有、使用、管理に起因する場合・・・など
- (3)保障開始日
保障開始日は初回保険料振替日の翌日です。保障終了日は9月30日となります。以降は1年ごとの自動継続となります。

- 2. 保険料**
保険料は、月払いで1回あたり160円です。
- 3. 満期返戻金・解約返戻金・契約者配当金**
この保険には満期返戻金・解約返戻金・契約者配当金はありません。
- 4. クーリングオフ(契約申し込みの取消し)**
この保険にはクーリングオフ制度はありません。ただし、CO・OP共済の契約の申し込みが取り消された場合は、この保険の申し込みは無効となります。

- 5. ご加入時における注意事項**
 - ①ご加入に際し、重要な事項として他の同種の保険契約の「有無」および「内容」(以下「告知事項」)について回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合は、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。加入依頼書の記載内容を必ずご確認ください。
 - ②CO・OP共済の契約が終了する場合、その終了する月の末日にこの保険の契約は終了します。



- 保障の重複**
保障内容が同様の個人賠償責任保険(賠償責任保険以外の保険契約にセットされる特約を含みます。)が他にある場合、保障が重複することがあります。保障内容の差異や保険金額、契約の要否をご確認のうえ、ご加入ください。
(注)保障重複の解消のために、特約の削除や保険の解約をされる場合、残した契約を解約されたり、家族状況が変化(同居から別居への変更等)することにより、保障がなくなったり、保障対象者の範囲が変わることがありますのでご注意ください。
(保障が重複する可能性のある主な特約)
火災保険や傷害保険などの日常生活賠償特約、個人賠償責任特約 など
- 6. 引受保険会社破綻時等の取扱い**
各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独個別に保険契約上の責任を負い、いずれかの引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金の支払いが一時期凍結されたり、金額が削減されることがあります。詳細はご契約のしおりをご参照ください。

※個人賠償責任保険は、全国の組合員の皆様が多数ご加入されており、団体契約として健全な制度運営が求められています。万一、契約の更新が不適当と認められる場合、契約の更新はできませんのでご了承ください。

CO・OP共済 個人情報の取り扱いについて

(利用目的)皆様からご提供いただいた個人情報を以下の目的で利用させていただきます。①各種共済契約のお引き受け、維持管理、共済金のお支払②CO・OP共済商品・サービスのご案内・提供③ご加入の生協の共済事業、利用事業、店舗事業、宅配事業、福祉事業等の運営や商品、サービスのご案内・提供④業務品質向上のための取組み⑤弊会が契約者となる団体保険のご案内や契約手続き⑥会員生協の構成員である組合員の生活の共済を図る事業、生活の改善および文化の向上を図る企画などについての調査、推進、ご案内など⑦弊会が関係する共済・保険事業、生活協同組合の事業・サービスに関する調査、イベントのご案内など⑧その他共同利用者が実施する事業の運営や各種商品、各種サービスのご案内・提供⑨弊社ウェブサイトに入力いただいた個人情報や、ウェブサイトの閲覧履歴やアクセス状況の情報等の分析に基づき、サイト利用者の関心に応じた各種共済商品・サービスに関する広告等および弊会ウェブサイトのサービス改善等⑩その他、上記に関連・付随する業務、並びにお取引等を適切かつ円滑に履行するための業務

(第三者への提供)個人情報保護法に定める場合に加えて、ご本人が同意されている次の場合に個人データを第三者に提供することがあります。①再保険のために再保険会社に提供する場合②学生生活の支援のため

ご加入内容の確認事項

- 以下の確認事項は、今回お申し込みいただく保障がご希望に沿った内容になっていること、加入依頼書の内容が正しく記載されていることを確認するためのものです。「重要事項説明書」やパンフレットを参照しながら、加入依頼書に記入された内容を再度ご確認ください。
- 【ご確認ください】
 - ①申込内容が以下の点でご意向に合致していること
 - 保障内容(保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない主な場合等)
 - 契約金額(保険金額)
 - 加入期間(保障開始日)
 - 被保険者(保障の対象となる方)の範囲
 - ②加入依頼書の記載内容に誤りがないこと
 - ③重要事項説明書の内容にご不明な点がないこと
- なお、個人賠償責任保険の一般社団法人日本損害保険協会の苦情・ご相談のお問い合わせ先(指定紛争解決機関)は、ご契約のしおりをご参照ください。

めに、加入者が所属する大学に、弊会が保有するCO・OP共済等の加入状況・共済金の支払い状況等を大学生協を経由して提供する場合③次の親族等から共済契約の照会を受け回答のために提供する場合 ・契約者の配偶者または同居の2親等以内の親族 ・被共済者またはその配偶者

(共同利用)弊会の会員生協および子会社、その生協が所属する連合会、それらの団体の子会社・関連会社等と、個人データを共同利用することがあります。詳細は弊会のホームページをご覧ください。
日本コープ共済生活協同組合連合会：<https://coopkyosai.coop>

個人賠償責任保険 個人情報の取り扱いについて

本保険契約に関する個人情報は、コープ共済連が事務手続き等のために利用するほか、共栄火災が引受の審査、本契約の履行、共栄火災および共栄火災のグループ会社が保険商品・各種サービスの案内・提供等のために利用することがあります。また、上記利用目的の範囲内において、業務委託先、医療機関、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等に提供することがあります。詳しくは、共栄火災のホームページ(<https://www.kyoeikasai.co.jp/contents/privacy.html>)をご覧ください。ご加入の前にこれらの個人情報の取り扱いに同意の上お申し込みください。

CO・OP共済「ご意見・ご要望」の窓口 ☎0120-497-350 月～金 9:00～17:00 土曜、日曜、祝日、年末年始は休業 皆様からのご意見・ご要望や、苦情を承る窓口として、フリーダイヤルを開設しています。また、ホームページでも受け付けしております。 <https://coopkyosai.coop>

共済金の請求方法は **3** ステップ!



1 まずはお気軽にお電話ください。

共済金に関するお問い合わせ・ご請求は、右記の窓口へお電話ください。お話を伺ったうえで、共済金の請求書類をお送りします。
※お電話をしていただくと音声ガイダンスが流れます。

事故(ケガ)通院は、共済マイページでも
お手続きできる場合があります。

ご利用はこちらから→



請求内容を入力し、レシートなどの証明書をアップロードすることで、事故(ケガ)通院共済金の請求手続きを共済マイページ上で完結することができます。

※共済商品によって可能なお手続きが異なります。契約状況・時期・ご請求内容などによりお取り扱いできない場合がございます。

コープ共済センター

共済金のご請求に関する窓口

0120-80-9431

営業時間 9:00~18:00 月~土(祝日含む)
※年末年始はお休みとなります

■3年以内であれば請求できます。

請求に必要な書類を揃えていただければ、共済事由発生から3年以内は請求ができます。

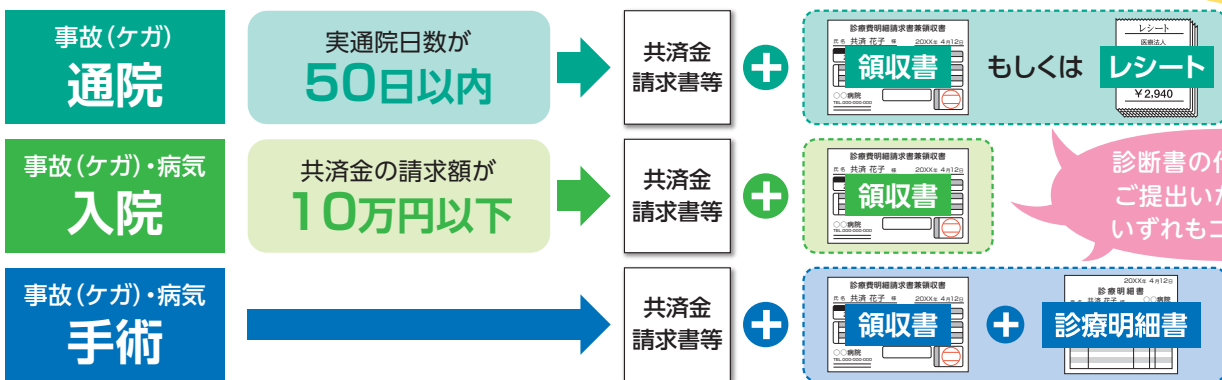
■自己負担がなくても請求できます。

乳幼児医療費助成制度等により治療費の自己負担がないため領収書が発行されない場合は、診療明細書や診察券と乳幼児医療費助成制度証明書等のコピーで請求できる場合があります。

2 請求に必要な書類をご提出ください。

共済金請求のお手続きには、**共済金請求書に加えて、生協所定の診断書等が原則として必要ですが**、下記の条件をいずれも満たす場合は、診断書の代わりに領収書等でご請求いただけます。ご不明な点はお問い合わせください。

共済マイページなら、
請求内容の入力と
証明書のアップロードで
完結します。



- 手術については、ご契約の商品や治療内容等によって、生協所定の診断書等が必要となる場合があります。
- ご契約内容やご請求内容によっては、上記条件を満たしていても診断書が必要となる場合があります。
- 上記にかかわらず、入院、事故(ケガ)通院途中での請求の場合は診断書が必要となる場合があります。
- 提出書類には、「医療機関名」「被共済者名」「通院日」「入院期間」「手術日」「手術名」「手術点数」が必要です。

(2023年5月現在の基準)

3 振り込みをご確認ください。

コープ共済連に書類が到着後、共済金をお振り込みいたします。

※お支払いの可否は書類提出後の判断となります。ご契約の規定によりお支払いできない場合は、その理由を書面にてご案内します。

※振込完了後、共済マイページで共済金の請求内容や金額の確認ができます。

このパンフレットの内容は、2023年9月2日以降適用されます。

[CO・OP共済ニュース]

契約引受団体 /

日本コープ共済生活協同組合連合会

(ご加入の生協によっては、その生協の加盟する連合会との共同引受になります)

〈CO・OP共済に加入するには〉

出資金をお支払いいただき、お近くの生協の組合員になることが必要です。
生活協同組合(生協)は、お店や宅配などでくらしに貢献しています。

CO・OP共済は個人情報大切に、個人情報保護法を守ります。

下記のコープ共済連のホームページでもご案内しています。

<https://coopkyosai.coop>

